

第121期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始／午前9時）

場 所

京都府長岡京市東神足2丁目1番1号
本社メインホール

※末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件

【目次】

- 1 企業理念・経営方針
- 2 第121期定時株主総会招集ご通知
- 3 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について
- 4 議決権行使についてのご案内
- 6 株主総会参考書類
(添付書類) -----
- 20 事業報告
- 49 連結計算書類
- 52 連結監査報告書
- 54 計算書類
- 57 監査報告書
- 61 TOPICS

三菱ロジスネクスト株式会社

証券コード：7105

Logisnext

Logistical Equipment & System Solutions Next

世界のあらゆる物流シーンで、
お客様にソリューションを提供し続け、
未来創りに貢献する

経営方針



招集ご通知

株主各位

証券コード 7105

2022年6月6日

京都府長岡京市東神足2丁目1番1号

三菱ロジスネクスト株式会社

取締役社長 久保 隆

第121期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第121期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本定時株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、可能な限り株主総会当日のご来場を見合わせていただき、電磁的方法（インターネット等）または書面（郵送）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご参照の上、2022年6月23日（木曜日）午後4時50分までに行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始／午前9時）**② 場 所** 京都府長岡京市東神足2丁目1番1号 本社メインホール
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）**③ 目的事項 報 告 事 項**
1. 第121期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第121期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件**決 議 事 項**
第1号議案 剰余金配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.logisnext.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載のもののほか、上記「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.logisnext.com/>）に掲載させていただきます。

◎議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

- ・議決権の事前行使をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り電磁的方法（インターネット等）または書面（郵送）による事前の議決権行使を行っていただき、ご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。議決権の事前行使の方法は次ページ以降をご覧ください。

- ・株主総会の動画を株主総会終了後配信いたします。

ご来場をお控えになる株主様がご自宅などから株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主総会の動画を後日当社ウェブサイトにて配信いたします。

<https://www.logisnext.com/investor/report/>

- ・ご来場を希望される株主様へ。

株主総会に出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、時間に余裕をもってご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、運営スタッフのマスク着用での対応、株主様へのアルコール消毒液使用のお声掛け、検温の実施などの措置を講じる場合がありますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

なお、ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けさせていただき、入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご参照の上、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に
対する賛否をご入力ください。

行 使 期 限

2022年6月23日（木曜日）
午後4時50分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご記入の上、切手を貼ら
ずにご投函ください。

行 使 期 限

2022年6月23日（木曜日）
午後4時50分到着分まで



株主総会に 出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

開 催 日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXX年XX月XX日

議決権の数	XX 股
-------	------

1. _____
2. _____

※議決権行使書用紙はイメージです。

見本
ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
秘密キー XXXXX
〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

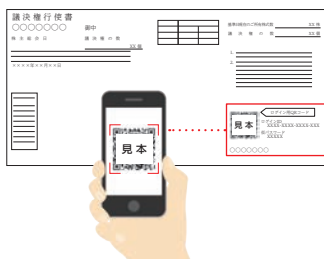
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

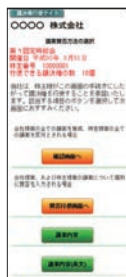
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などをご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

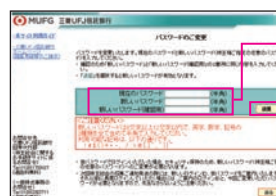
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 | 剰余金配当の件

当社の配当政策等の基本方針は、将来の成長に向けた内部留保の確保を適切に図りつつ、安定的な還元を継続して行うこととしております。

第121期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下の通りといたしたく存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき 金8円
総額 853,118,376円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由
- 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。
- また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除すると共に、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
2. 変更の内容
- 変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
(新 設)	2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
	附 則 第1条 定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
	3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 | 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
1 再任	み こ がみ たかし 御子神 隆	代 表 取 締 役 会 長	三菱重工業(株) 常務執行役員 ドメインCEO 物流・冷熱・ドライブシステムドメイン長
2 再任	す え ま つ ま さ ゆ き 末松 正之	取 締 役	三菱重工業(株) 執行役員 グループ戦略推進室長 兼 物流・冷熱・ドライブシステムドメイン 副ドメイン長
3 再任	あ ん ど う お さ む 安藤 修	社外取締役 独立役員	取 締 役 (株)島津アクセス 代表取締役社長
4 再任	こ ば や し き ょ う こ 小林 京子	社外取締役 独立役員	弁護士法人色川法律事務所 パートナー、弁護士 川上塗料(株) 社外監査役 日本ピラー工業(株) 社外取締役
5 新任	し ん や ま さ た か 新家 雅隆	常 務 執 行 役 員 C T O 技 術 本 部 長 商 品 企 画 室 ・ 情 報 シ ス テ ム 室 担 当	
6 新任	ま の ゆ う い ち 間野 裕一	上 席 執 行 役 員 経 営 戦 略 室 長	
7 新任	う の た か と し 宇野 隆俊	執 行 役 員 C F O 財 務 本 部 長	
8 新任	こ ば や し ふ み お 小林 史男	社外取締役 独立役員	(一社)日本マテリアルフロー研究センター 専務理事

候補者
番号

1

み こ が み たかし
御子神 隆

再任

(1956年3月19日生)



取締役在任期間

7年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：12回中12回

出席率：100%

所有する当社株式の数

10,600株

当社との特別の利害関係

欄外（注）2.参照

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 三菱重工業(株) 入社
2007年 4月 三菱重工業(株) 汎用機・特車事業本部ターボ技術部長
2010年 4月 同社 汎用機・特車事業本部副事業部長
2011年 4月 同社 汎用機・特車事業本部ターボ事業部長
2012年 4月 同社 汎用機・特車事業本部副事業本部長
2013年 4月 当社取締役
三菱重工業(株) 執行役員
2014年 4月 同社 機械・設備システムドメイン副ドメイン長
兼 品質総括部長
2015年 4月 同社 相模原製作所長
2016年 4月 同社 常務執行役員
2016年 6月 当社 取締役退任
三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボ
ホールディングス(株) 取締役副社長
2017年 1月 ユニキャリア(株) 取締役
2017年 6月 当社 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐
2017年 10月 当社 代表取締役社長 CEO
三菱重工フォークリフト&エンジン・ターボ
ホールディングス(株) 取締役
2020年 4月 三菱重工業(株) 常務執行役員 ドメインCEO
物流・冷熱・ドライブシステムドメイン長〔現任〕
2020年 6月 当社 代表取締役社長 CEO 退任
2021年 6月 当社 代表取締役会長〔現任〕
[重要な兼職の状況] 三菱重工業(株) 常務執行役員 ドメインCEO
物流・冷熱・ドライブシステムドメイン長

取締役候補者とした理由及び 期待される役割の概要

代表取締役会長として、取締役会議長を務め取締役会を適切に運営するとともに、重要事項の決定と経営の監督を適切に行っております。また、当社が持続的に成長していくためには三菱重工業(株)の総合力活用が重要であるところ、同氏は三菱重工業(株)常務執行役員 ドメインCEO 物流・冷熱・ドライブシステムドメイン長として、三菱重工業(株)と当社の連携を適切にサポートしております。

これらのことから、当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 御子神隆氏の取締役会への出席状況は、2021年6月29日の当社取締役就任後、当期中に開催されたものについて記載しております。
2. 御子神隆氏は、三菱重工業(株)の常務執行役員 ドメインCEO 物流・冷熱・ドライブシステムドメイン長であります。三菱重工業(株)は、当社の株式を68,888,181株保有（持株比率64.60%）しており、当社と三菱重工業(株)は、三菱重工業(株)に当社が製品及び製品向け部品、その他のコンポーネントの生産を委託し、当社が三菱重工業(株)からそれらの供給を受ける取引を行うなど、包括的な資本・業務提携関係にあります。
3. 御子神隆氏は、現在当社の親会社であります三菱重工業(株)の業務執行者であり、過去10年間ににおいても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載の通りであります。
4. 当社は、当社の取締役及び監査役的全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を含む、親会社の三菱重工業(株)を契約締結主体とするMHIGローバル保険に加入し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし法令違反であることを認識して及んだ行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。候補者の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番 号 **2** すえまつ まさゆき **再任**

末松 正之

(1963年8月25日生)



取締役在任期間

3年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：17回中16回

出席率：94%

所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

欄外（注）1.参照

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年	4月	三菱重工業(株) 入社
2001年	5月	三菱キャタピラーフォークリフトヨーロッパ(株) コントローラー
2006年	5月	三菱重工業(株) 汎用機・特車事業本部 企画経理部主席部員
2009年	1月	同社 汎用機・特車事業本部 企画経理部次長
2011年	4月	同社 汎用機・特車事業本部 企画管理部次長
2012年	1月	三菱農機(株) 常務取締役
2014年	4月	三菱重工業(株) 機械・設備システムドメイン事業戦略総括部 企画管理部次長
2016年	1月	三菱マヒンドラ農機(株) CEO 取締役社長
2019年	4月	三菱重工業(株) 執行役員〔現任〕 グループ戦略推進室長 兼 戦略企画部長
2019年	6月	当社 取締役〔現任〕
2021年	4月	三菱重工業(株) グループ戦略推進室長〔現任〕
2022年	4月	同社 物流・冷熱・ドライブシステムドメイン 副ドメイン長〔現任〕

【重要な兼職の状況】 三菱重工業(株) 執行役員
グループ戦略推進室長 兼 物流・冷熱・ドライブシステムドメイン 副ドメイン長

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三菱マヒンドラ農機(株)CEO 取締役社長を経て、現在は三菱重工業(株)の執行役員 グループ戦略推進室長 兼 物流・冷熱・ドライブシステムドメイン 副ドメイン長を務めており、豊富な経営マネジメント経験と優れた見識を有しております。同氏は、それらの経験と見識に基づき、経営全般に関する有用な意見・提言及び適切な経営の監督を行っております。

これらのことから、当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 末松正之氏は、三菱重工業(株)の執行役員 グループ戦略推進室長 兼 物流・冷熱・ドライブシステムドメイン 副ドメイン長であります。三菱重工業(株)は、当社の株式を68,888,181株保有（持株比率64.60%）しており、当社と三菱重工業(株)は、三菱重工業(株)に当社が製品及び製品向け部品、その他のコンポーネントの生産を委託し、当社が三菱重工業(株)からそれらの供給を受ける取引を行うなど、包括的な資本・業務提携関係にあります。
2. 末松正之氏は、現在当社の親会社であります三菱重工業(株)の業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載の通りであります。
3. 当社は、末松正之氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。なお、同氏が再選された場合は同契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を含む、親会社の三菱重工業(株)を契約締結主体とするMHIグローバル保険に加入し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし法令違反であることを認識して及んだ行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。候補者の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者
番号

3

あんど
安藤

おさむ
修

再任

社外

独立

(1957年1月3日生)



社外取締役在任期間

2年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：17回中17回

出席率：100%

所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 ㈱島津製作所 入社
1999年 4月 同社 分析機器事業部技術部長
2000年 4月 Shimadzu Scientific Instruments, Inc.社長
2007年 6月 ㈱島津製作所 取締役 分析計測事業部長
2011年 6月 同社 常務取締役 製造、CS、情報システム担当
2013年 4月 同社 製造、CS担当 航空機器事業部長
2013年 6月 同社 専務執行役員
2017年 6月 ㈱島津アクセス 代表取締役社長〔現任〕
2020年 6月 当社 取締役〔現任〕

〔重要な兼職の状況〕 ㈱島津アクセス代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割の概要

計測機器・医療機器メーカーにおけるグローバルでの経営マネジメント経験と優れた見識を有しております。それらの経験と見識に基づき、独立役員として客観的・中立的立場からの有用な意見・提言及び適切な経営の監督をいただいております。

これらのことから、当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 安藤修氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、安藤修氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。なお、同氏が再選された場合は同契約を継続する予定であります。
3. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を含む、親会社の三菱重工業㈱を契約締結主体とするMHIグローバル保険に加入し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし法令違反であることを認識して及んだ行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。候補者の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 安藤修氏は、2020年6月25日に選任された際に独立役員として㈱東京証券取引所に届け出ております。

候補者番号 **4** **こ ばやし きょう こ** **再任** **社外** **独立**
小林 京子 (1972年7月22日生)



社外取締役在任期間

2年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：17回中17回

出席率：100%

所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月 弁護士登録、色川法律事務所（現 弁護士法人色川法律事務所）入所
 2009年 9月 シャープ(株) 法務室 出向
 2014年 9月 色川法律事務所 復帰
 2018年 1月 同事務所 パートナー
 2018年 2月 川上塗料(株) 社外監査役（現任）
 2020年 1月 弁護士法人色川法律事務所 パートナー（現任）
 2020年 6月 当社 取締役（現任）
 2021年 6月 日本ピラー工業(株) 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】 弁護士法人色川法律事務所 パートナー、弁護士川上塗料(株) 社外監査役
 日本ピラー工業(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業法務を中心とした弁護士としての豊富な実績、見識に加え、上場企業における勤務及び独立役員の経験を有しております。それらの実績と見識に基づき、独立役員として客観的・中立的立場からの有用な意見・提言及び適切な経営の監督をいただいております。

これらのことから、当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。

同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に参与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 小林京子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 小林京子氏と当社との間には特別の利害関係はありませんが、同氏は弁護士法人色川法律事務所のパートナーであり、当社は同法律事務所と法律顧問契約を締結しております。
3. 当社は、小林京子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。なお、同氏が再選された場合は同契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を含む、親会社の三菱重工業(株)を契約締結主体とするMHIグローバル保険に加入し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし法令違反であることを認識して及んだ行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。候補者の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 小林京子氏は、2020年6月25日に選任された際に独立役員として(株)東京証券取引所に届け出ております。

候補者
番号

5

しん や まさ たか
新家 雅隆

新任

(1958年4月4日生)



取締役在任期間

2年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：-

出席率：-

所有する当社株式の数

14,300株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 三菱重工業(株) 入社
2008年 4月 同社 汎用機・特車事業本部 産業車両技術部長
2010年 4月 同社 汎用機・特車事業本部 フォークリフト部長
2011年 4月 同社 汎用機・特車事業本部 フォークリフト事業部 フォークリフト部長
2011年 10月 同社 汎用機・特車事業本部 フォークリフト事業部 フォークリフト技術部長
2013年 4月 当社 取締役 上席執行役員 相模原事業本部担当 相模原事業本部長 兼 技術本部副本部長
2014年 6月 当社 取締役 上席執行役員 技術本部副本部長
2015年 6月 当社 取締役退任 上席執行役員 技術本部副本部長
2016年 5月 当社 上席執行役員 技術本部長 兼 商品企画部長
2017年 10月 当社 上席執行役員 商品企画室長
2020年 4月 当社 上席執行役員 技術本部長
2021年 4月 当社 常務執行役員 CTO 技術本部長 商品企画室 担当
2022年 4月 当社 常務執行役員 CTO 技術本部長 商品企画室・情報システム室担当〔現任〕

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

常務執行役員 CTO 技術本部長として技術本部組織及び開発体制の強化、技術課題の解決を強力に推進しております。また、CTOとして技術・商品企画間の課題解決や連携適正化、品質強化、人材交流等に取組むなど統率力に秀でています。

これらのことから、当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、同氏を取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 新家雅隆氏は、過去10年間に於いて当社の親会社であります三菱重工業(株)の業務執行者でありました。なお、同氏の当社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載の通りであります。
2. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を含む、親会社の三菱重工業(株)を契約締結主体とするMHIグローバル保険に加入し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし法令違反であることを認識して及んだ行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番 号 6 ま の ゆう いち 新任

(1963年6月25日生)



取締役在任期間

4年

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：-

出席率：-

所有する当社株式の数

3,800株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 三菱重工業(株) 入社
1996年 7月 三菱キャタピラーフォークリフトアメリカ(株) プロダクトサポート部長付
2003年 4月 三菱重工業(株) 汎用機・特車事業本部 企画経理部 主席部員
2004年 4月 同社 汎用機・特車事業本部 物流機器部 事業戦略グループ主席部員
2009年 4月 同社 汎用機・特車事業本部 物流機器部次長
2011年 10月 同社 汎用機・特車事業本部 フォークリフト事業部 フォークリフト営業部長
2013年 4月 当社 取締役 上席執行役員 経営企画室長
2014年 7月 三菱キャタピラーフォークリフトヨーロッパ(株) 代表取締役社長
2017年 6月 当社 取締役退任
2018年 6月 当社 上席執行役員 事業推進サポート室副室長
2019年 4月 当社 上席執行役員 事業推進サポート室長
2020年 4月 当社 上席執行役員 海外営業本部長
2020年 7月 当社 上席執行役員 海外事業本部長
2022年 4月 当社 上席執行役員 経営戦略室長〔現任〕

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上席執行役員として、経営企画室長・海外グループ会社社長・海外事業本部長等を歴任して経営手腕を発揮し、この4月より経営戦略室長に就任しております。経営企画・経営戦略に関する優れた見識、並びに日本・米州・欧州におけるグローバルでの経営実績を持ち、入社以来当社の事業拡大を牽引しております。現社長の地盤を引き継ぎ、当社が更なる飛躍を遂げるためには、同氏が経営トップとして最適な人材であると判断しております。

これらのことから、当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、同氏を取締役候補者といいたしました。

- (注) 1. 間野裕一氏は、過去10年間に於いて当社の親会社であります三菱重工業(株)の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載の通りであります。
2. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を含む、親会社の三菱重工業(株)を契約締結主体とするMHIグローバル保険に加入し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし法令違反であることを認識して及んだ行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者
番号

7

う の たか とし
宇野 隆俊

新任

(1965年11月18日生)



取締役在任期間

なし

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：-

出席率：-

所有する当社株式の数

900株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年 7月 当社 入社

2009年 7月 上海力至優叉車製造有限公司 副社長

2012年 10月 ニチュフォークリフトタイランド(株) 副社長

2015年 2月 当社 管理本部 財務部長

2018年 6月 当社 管理本部長付

2019年 5月 当社 参事 財務本部長

2021年 4月 当社 執行役員 CFO 財務本部長 兼 財務企画部長

2022年 4月 当社 執行役員 CFO 財務本部長 (現任)

取締役候補者とした理由及び 期待される役割の概要

執行役員 CFO 財務本部長として、財務基盤の強化に最優先で取組み、的確な財務計画の管理、各種指標に基づく適切な提案を行うとともに、重要プロジェクトを財務の視点から確実に進捗させております。

これらのことから、当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、同氏を取締役候補者いたしました。

(注) 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を含む、親会社の三菱重工業(株)を契約締結主体とするMHIグローバル保険に加入し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし法令違反であることを認識して及んだ行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号 8 小林 史男 (1947年8月17日生) 新任 社外 独立



社外取締役在任期間

なし

当事業年度の取締役会出席状況

取締役会：-

出席率：-

所有する当社株式の数

0株

当社との特別の利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1970年 4月 (株)ダイフク 入社
- 1997年 4月 同社 首都圏販売事業部長
- 1998年 6月 同社 取締役 リージョナル事業部長
- 2003年 4月 同社 常務取締役 営業統轄 兼 FA&DA事業部副事業部長 兼 FA&DA事業部営業本部長
- 2004年 4月 同社 代表取締役 専務営業統轄 兼 FA&DA事業部長
- 2005年 4月 同社 代表取締役 専務営業統括 兼 FA&DA・DTS事業統轄 兼 FA&DA事業部長 兼 (株)ダイフク・ロジスティック・テクノロジー代表取締役社長
- 2006年 4月 同社 代表取締役副社長 営業統轄 兼 FA&DA・DTS事業統轄
- 2007年 4月 同社 代表取締役副社長 営業統轄 兼 FA&DA事業統轄
- 2011年 6月 同社 代表取締役副社長 副社長執行役員 営業統括 兼 FA&DA事業統轄
- 2012年 4月 同社 代表取締役副社長 副社長執行役員 営業統括
- 2013年 4月 同社 代表取締役副社長 副社長執行役員
- 2014年 4月 同社 代表取締役副社長 副社長執行役員 欧州地域統括
- 2015年 4月 同社 取締役 顧問
- 2015年 6月 同社 顧問
- 2016年 11月 (一社)日本マテリアルフロー研究センター 理事
- 2017年 6月 (株)ダイフク 退社
- 2017年 10月 (一社)日本マテリアルフロー研究センター 専務理事 (現任)

【重要な兼職の状況】 (一社)日本マテリアルフロー研究センター 専務理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

(株)ダイフク代表取締役副社長を経て、現在は(一社)日本マテリアルフロー研究センター専務理事を務めており、物流機器業界における豊富な経営マネジメント経験と優れた見識を有しています。それらの経験と見識に基づき、独立役員として客観的・中立的立場からの有用な意見・提言及び適切な経営の監督をいただけるものと判断しております。

これらのことから、当社の持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、同氏を社外取締役候補者といいたしました。

- (注) 1. 小林史男氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、小林史男氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。
3. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を含む、親会社の三菱重工業(株)を契約締結主体とするMHIGグローバル保険に加入し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし法令違反であることを認識して及んだ行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 小林史男氏の選任が承認された場合、独立役員として(株)東京証券取引所に届け出る予定です。

以上

ご参考

1. 取締役候補者及び監査役候補者の選任について

(1) 役員の選任基準

当社は取締役及び監査役の選任基準について、以下の通り定めております。取締役候補者は、指名・報酬諮問委員会で検討、取締役会へ答申し、取締役会で審議・決定されます。監査役候補者は、監査役会で同意、指名・報酬諮問委員会の答申の上、取締役会で決定されます。その後、それぞれの候補者を株主総会の議案として提出します。

・選任基準

取 締 役：人格・見識ともに優れ、高いマネジメント能力、業務上の専門的知識及び豊富な経験を有し、経営者として適正な判断・監督が出来る人物とする。

社外取締役：上記に加え、他社等における実務経験・実績を有し、独立的見地から、経営全般について適正な判断・助言・監督が出来る人物とする。

監 査 役：人格・見識ともに優れ、財務・会計に関する適切な知見、豊富な業務知識と経験及びリスクを判別する高い能力を有し、公正普遍の態度で、自らの信念に基づき行動し、適正な提言・監査が出来る人物とする。

社外監査役：上記に加え、他社等における実務経験・実績を有し、独立的見地から客観的な提言・監査が出来る人物とする。

(2) 社外役員の独立性の基準

当社は、社外取締役及び社外監査役について、以下の通り定めており、基準を満たす者を社外役員候補者として選定することとしております。

1. 当社と重大な利害関係がない者

2. 以下に掲げる者のいずれにも該当しない場合は、当社と重大な利害関係のない独立役員であるとみなす。

(1) 当社または当社子会社の業務執行者

(2) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

取引先の内、直前事業年度における当社との取引額が、当社の連結売上高の2%以上

(3) 当社の主要な取引先またはその業務執行者

取引先の内、直前事業年度における当社との取引額が、当社の連結売上高の2%以上

(4) 当社から、役員報酬以外に多額の金銭（直前事業年度において年間1,000万円以上）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家

(5) 過去1年間において、上記(2)から(4)までに該当していた者

(6) 当社が大口出資者（議決権の10%以上を直接・間接に保有している者）となっている者の業務執行者

(7) 当社から多額の寄付（直前事業年度において年間1,000万円以上）を受けている者またはその業務執行者

- (8) 過去3年間において、上記(6)(7)に該当していた者
 (9) 当社主要株主（議決権の10%以上を直接・間接に保有している者）またはその業務執行者
 (10) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 (11) 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員とする場合）
 (12) 当社の兄弟会社の業務執行者
 (13) 過去10年間において、上記(10)から(12)までに該当していた者
 (14) 下記(a)から(g)に掲げる者の二親等内の親族または同居の親族
 (a)(2)から(5)、(10)から(12)に掲げる者
 (b) 当社の子会社の業務執行者
 (c) 当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員とする場合）
 (d) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 (e) 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員とする場合）
 (f) 当社の兄弟会社の業務執行者
 (g) 過去1年間において、(a) (b)または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員とする場合は業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

2. 取締役会の多様性（第3号議案が承認された場合）

取締役候補者番号	氏名	独立性 (社外のみ)	当社が期待する知見・経験						
			会社経営 事業経営	財務 会計	法務	マーケティング	研究開発	国際性	サステナ ビリティ
1	御子神 隆		●					●	
2	末松 正之		●	●				●	●
3	安藤 修	●	●					●	
4	小林 京子	●			●				
5	新家 雅隆						●	●	
6	間野 裕一		●			●		●	●
7	宇野 隆俊		●	●				●	
8	小林 史男	●	●			●		●	

(注) 上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

3. 当株主総会終了後の取締役と監査役の体制(予定)(第3号議案が承認された場合)

役位	氏 名	業務分担・重要な兼職等
代表取締役会長	御子神 隆	会長 取締役会議長 指名・報酬諮問委員会 委員長 三菱重工業(株) 常務執行役員 ドメインCEO 物流・冷熱・ドライブシステムドメイン長
代表取締役社長	間野 裕一	社長 兼 経営戦略室長 指名・報酬諮問委員会 委員
取締役	新家 雅隆	常務執行役員 CTO 技術本部長 商品企画室・情報システム室担当
取締役	宇野 隆俊	執行役員 CFO 財務本部長
取締役	末松 正之	三菱重工業(株) 執行役員 グループ戦略推進室長 兼 物流・冷熱・ドライブシステムドメイン 副ドメイン長
社外取締役	安藤 修	筆頭独立社外取締役 指名・報酬諮問委員会 委員 (株)島津アクセス 代表取締役社長
社外取締役	小林 京子	指名・報酬諮問委員会 委員 弁護士法人色川法律事務所 パートナー、弁護士 川上塗料(株) 社外監査役 日本ピラー工業(株) 社外取締役
社外取締役	小林 史男	指名・報酬諮問委員会 委員 (一社) 日本マテリアルフロー研究センター 専務理事
常勤監査役	馬場 浩司	
常勤監査役	市原 信二	
社外監査役	倉垣 雅英	
社外監査役	福岡 靖之	DNライティング(株) 監査役
社外監査役	吉村 茂	

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

連結売上高	4,654億 6百万円 前連結会計年度比 18.9%増 ↑	のれん等 償却前 営業利益	130億 1千3百万円 前連結会計年度比 18.4%増 ↑	営業利益	35億 9千2百万円 前連結会計年度比 125.3%増 ↑
経常利益	32億 4千万円 前連結会計年度比 60.9%増 ↑	親会社株主 に帰属する 当期純利益	7億 1千7百万円 前連結会計年度比 34億円増 ↑		

当連結会計年度における世界経済は、日本を含めてコロナ禍からの経済活動の復調傾向が継続している中での推移となりました。しかしながら、近年類を見ない災禍からの急激な回復局面で、需要に供給が追いつかず資源高・原材料市況や輸送運賃の高騰・サプライチェーンの混乱を引き起こしており、米国のインフレ高進なども生じて、様々な業種で生産及びコスト面に大きな影響を及ぼしています。また、2月にはロシアによるウクライナ侵攻もあり、世界経済の今後の不透明感は増すばかりとなっています。

このような中、フォークリフトを始めとする物流機器市場は、国内においては、コロナ禍前と同様の水準で堅調に推移、海外においては、一部地域で顕著に観察された反動需要が一巡したものの、物流ニーズの高まりによりコロナ禍前を上回る水準で推移しています。

当社においても、グループ各社の受注は引き続き好調ではあるものの、半導体不足の影響を始めとした様々な部品供給の遅れによるリードタイムの長期化、原材料費・輸送費を始めとしたコスト高の影響を大きく受けております。受注増加に応じた生産・出荷を実現し納期順守べく、部品供給の確保・整流化に取り組むとともに、コストの削減にも引き続き注力しているところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が依然として見えない中で生じたロシアによるウクライナ侵攻が世界経済の回復に深刻な影響を及ぼすことは間違いなく、世界経済の不確実性の高まりは未曾有の水準にあると思われます。

この結果、当連結会計年度における連結売上高は、4,654億6百万円（前連結会計年度比18.9%増加）となりました。フォークリフト需要のコロナ禍からの復調が、売上高の増加に寄与しています。

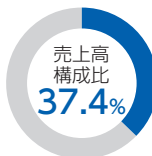
利益面につきましては、原材料や輸送運賃の高騰影響を受けながらも、売上高の増加と固定費の抑制効果により、営業利益は35億9千2百万円（同125.3%増加）、経常利益は32億4千万円（同60.9%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億1千7百万円（前連結会計年度26億8千3百万円の純損失）となりました。

なお、のれん等償却の影響を除くと、営業利益は130億1千3百万円（前連結会計年度比18.4%増加）、営業利益率は2.8%（同ポイント増減無し）となっております。

セグメント別の業績は、次の通りであります。



国内事業

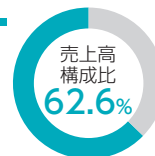


国内事業は、フォークリフト需要がコロナ禍前と同様の水準で堅調に推移していることもあり、売上高は1,739億5千4百万円（前連結会計年度比3.2%増加）となりました。セグメント利益は、特にアフターサービス・補用部品、産業用エンジンの売上高の増加が寄与し、15億3千7百万円（同122.5%増加）となりました。

なお、のれん等償却の影響を除くと、セグメント利益は63億5千8百万円（同12.3%増加）となっております。



海外事業

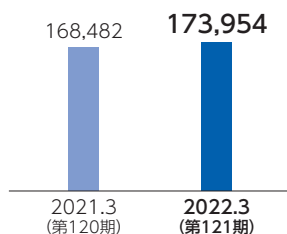


海外事業は、フォークリフト需要がコロナ禍前を超える水準で推移しており、売上高は2,914億5千1百万円（前連結会計年度比30.7%増加）となりました。セグメント利益は、原材料市況や輸送運賃の高騰等の影響があった一方で、売上高の増加が寄与し、20億5千5百万円（同127.4%増加）となりました。

なお、のれん等償却の影響を除くと、セグメント利益は66億5千5百万円（同24.9%増加）となっております。

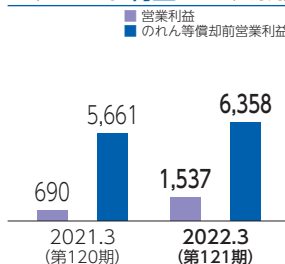
売上高

(百万円)



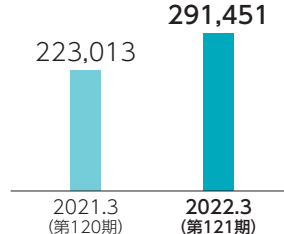
セグメント利益

(百万円)



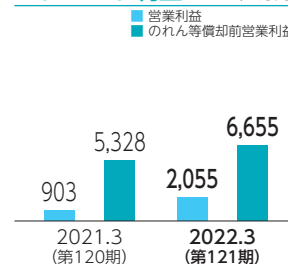
売上高

(百万円)



セグメント利益

(百万円)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資総額は267億1千万円であります。その主なものは、国内外販売子会社のリース・レンタル車両などへの投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的流行の継続とロシア・ウクライナ情勢の混迷が、回復基調にあった世界経済に影響を落とし、グローバル化時代の転換期を迎えております。物流業界においては、アフターコロナを見据えた自動化・省人化投資を始め、受注環境は堅調に推移しているものの、資源高やサプライチェーン混乱による供給難が生産・販売拡大の制約となっており、激変する環境へ臨機応変に対応し、物流最適化を通じた持続可能な社会の実現を果たすことが、現在の物流機器業界が抱えるテーマとなっております。

このような経営環境の下、当社においては「世界のあらゆる物流シーンで、お客様にソリューションを提供し続け、未来創りに貢献する」との企業理念の下、2021年にはサステナビリティ会議を設置、カーボンニュートラルへの挑戦を始めサステナビリティを強く意識した経営を進めております。2年目を迎える中期経営計画「Logisnext SolutionS 2023」の遂行については、2023年度数値目標である、「連結売上高5,000億円、のれん等償却前営業利益300億円、自己資本比率20%」の達成に向け、以下の重要課題に対処することで、社会的課題への解決に貢献しつつ、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

1. 国内事業

- ・供給困難部品への即応など増産体制整備
- ・資材費、輸送費高騰対策
- ・インナーブランディング強化による従業員エンゲージメントの向上
- ・DX推進活動の加速による業務改革の実現
- ・リチウム・イオン電池対応
- ・AGF(Automated Guided Forklift)・港湾などソリューション事業の拡大

2. 海外事業

- ・供給困難部品への即応など増産体制整備
- ・資材費、輸送費高騰対策
- ・インナーブランディング強化による従業員エンゲージメントの向上
- ・米国での直販強化・ソリューション事業拡大
- ・欧州でのブランド戦略の推進
- ・APACでのリチウム・イオン電池対応とソリューション事業の展開
- ・中国での生産・販売体制の見直し

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

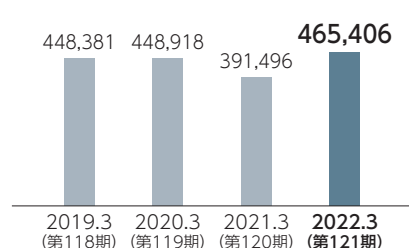
(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2018年度 (第118期)	2019年度 (第119期)	2020年度 (第120期)	2021年度 (第121期)
売 上 高 (百万円)	448,381	448,918	391,496	465,406
のれん等償却前営業利益 (百万円)	21,981	18,331	10,990	13,013
経 常 利 益 (百万円)	13,714	7,045	2,014	3,240
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	7,077	△5,243	△2,683	717
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	66.48	△49.24	△25.19	6.73
総 資 産 (百万円)	367,662	373,640	363,357	405,601
純 資 産 (百万円)	68,503	57,326	55,394	63,737

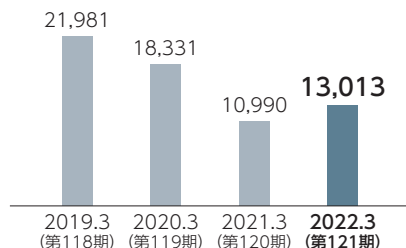
売上高

(百万円)



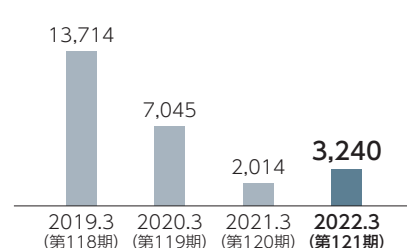
のれん等償却前営業利益

(百万円)

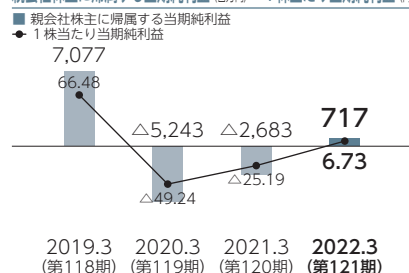


経常利益

(百万円)

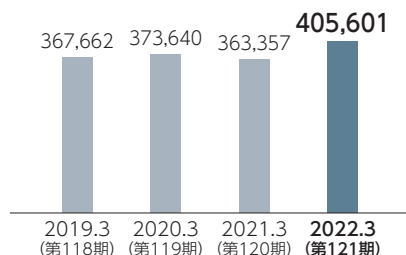


親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) ・ 1株当たり当期純利益 (円)



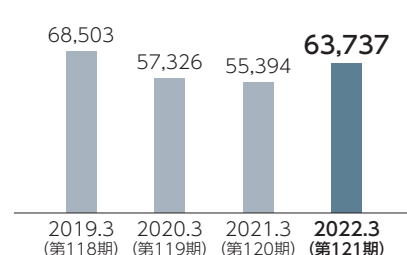
総資産

(百万円)



純資産

(百万円)



第118期は、当社グループは世界トップクラスの総合物流機器メーカーを目指し、統合シナジーの早期実現に取組み、マルチブランド戦略の下、一部製品の統合実現や各種システムの統一など、確実にその成果を上げております。これを一層加速し、当社中期経営計画「Perfect Integration 2020」を推進してまいりました。これらの結果、当社グループの連結売上高は、4,483億8千1百万円（前連結会計年度比3.5%増加）となりました。利益面につきましては、のれん等償却費用の軽減及び国内事業セグメントにおける増益により、営業利益は131億5千6百万円（同41.8%増加）、経常利益は137億1千4百万円（同62.8%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は70億7千7百万円（同140.6%増加）となりました。なお、のれん等償却の影響を除くと、営業利益は219億8千1百万円（同14.9%増加）、営業利益率は4.9%（同0.5ポイント増加）となりました。

第119期は、長引く米中貿易摩擦に端を発した各国輸出産業の停滞は一部では底を打ったとの評もあるものの、製造業を中心とした新規投資抑制の動きはむしろ加速する様相を呈し、打開策が見えない状態が続く中、新型コロナウイルス感染症がその猛威を振るい始めました。これら経済状況は当然物流業界にも大きな影響を及ぼし、各地域で設備投資先送り等が数多く発生する中、競合環境も更に厳しさを増しており、今後の市場動向に対する大きな不安を拭い切れない状況が続いておりました。これらの結果、当社グループの連結売上高は、4,489億1千8百万円（前連結会計年度比0.1%増加）となりました。利益面につきましては、米州及び中国地域の減益が影響し、営業利益は84億3千7百万円（同35.9%減少）、経常利益は70億4千5百万円（同48.6%減少）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失につきましては、欧州、中国及びタイの子会社が保有する固定資産・のれんの一部について、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響や足元の経済状況等を踏まえ、将来の回収可能価額を見直した結果、減損損失を特別損失として計上したこともあり、52億4千3百万円（前連結会計年度70億7千7百万円の純利益）となりました。なお、のれん等償却の影響を除くと、営業利益は183億3千1百万円（同16.6%減少）、営業利益率は4.1%（同0.8ポイント減少）となりました。

第120期は、コロナ禍により半ば停止状態であった経済活動が徐々に復調傾向となる中での推移となりました。海外では、いち早く経済活動を平時に戻した中国を始め、欧米でのロックダウン解除やアジア圏での規制緩和も行われました。一方、日本においては、欧米に比して遅れはあったものの、フォークリフトの需要は前連結会計年度の水準近くまで回復しました。このような状況の中、大きな不安定要素であった米国大統領選挙や英国Brexitが一定の決着を見たこともあり一層の経済活動の復調が期待されましたが、新型コロナウイルスの変異株の発生や感染再拡大が顕著となったことで各国ともその対応に追われることとなりました。この結果、当連結会計年度における連結売上高は、3,914億9千6百万円（前連結会計年度比12.8%減少）となりました。利益面につきましては、売上の減少を受け固定費の削減に取組んでいるものの、営業利益は15億9千4百万円（同81.1%減少）、経常利益は20億1千4百万円（同71.4%減少）、親会社株主に帰属する当期純損失は26億8千3百万円（前連結会計年度52億4千3百万円の純損失）となりました。なお、のれん等償却の影響を除くと、営業利益は109億9千万円（同40.0%減少）、営業利益率は2.8%（同1.3ポイント減少）となりました。

第121期の損益面は、前記「(1) 事業の経過及び成果」の通りであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議決権比率	当社との関係
三 菱 重 工 業 (株)	265,608百万円	64.61%	営業取引・原材料の購入・資金 の借入 (注)

- (注) 1. ユニキャリア(株)の株式取得資金として76,778百万円を借入しております。
2. 当社の重要な財務及び事業の方針に関し、当社は、親会社である三菱重工業(株)との間で、同社からフォークリフト事業を吸収分割により承継する際に締結した「2013年2月6日付統合契約書」により、当社の経営方針や事業運営等に係る意思決定に関して、上場会社としての独立性を尊重されており、当社独自の経営判断を行うことを合意しております。

② 重要な親会社との取引に関する事項

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社である三菱重工業(株)との取引については、他の取引先との取引における契約条件や市場価格を参考に他の一般取引と同様に合理的に決定しております。また、取引の実施に当たっては、他の取引先各社と同様に社内規程等に基づく承認を経て、公正な取引を実施しております。

三菱重工業(株)からの借入については、借入利率は市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

取締役会において、その取引の必要性、妥当性及び適法性を十分に審議し、意思決定を行っています。また、取締役会における三菱重工業(株)からの借入に関する議案の審議及び決議は、利害関係を有しない取締役によってなされており、支配株主と利害関係のない社外取締役から、取引条件の決定が非支配株主にとって不利益でないものと判断される旨の意見書を入手しております。

3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

④ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
ロジスネクスト 東京 (株)	15 百万円	100.0%	フォークリフト・物流システム等の販売・サービス
ロジスネクスト 近畿 (株)	15 百万円	100.0%	同 上
三菱重工叉車（大連）有限公司 (注) 1	298,905 千 RMB	100.0%	フォークリフトの生産・販売
上海力至優叉車製造有限公司	6,000 千 USD	97.0%	同 上
優嘉力叉車（安徽）有限公司 (注) 1	5,252 百万円	100.0%	同 上
三菱ロジスネクスト アジア パシフィック社	4,300 百万円	100.0%	フォークリフトの販売・サービス
ロジスネクスト マニュファクチャリング タイランド社	445,000 千 THB	100.0%	フォークリフトの生産・販売
三菱ロジスネクスト アメリカス社	1 千 USD	100.0%	統括管理
三菱ロジスネクスト アメリカス（ヒューストン）社	3 千 USD	間接 100.0% (注) 2	フォークリフトの生産・販売
三菱ロジスネクスト アメリカス（マレngo）社	<49,974 千USD> (注) 3	間接 100.0% (注) 2	同 上
エ ク イ ッ プ メ ン ト ・ デ ポ 社	<281,032 千USD> (注) 3	間接 100.0% (注) 2	フォークリフトの販売・サービス
三菱ロジスネクスト ヨーロッパ社	6,807 千 EUR	100.0%	統括管理、フォークリフトの販売・サービス

- (注) 1. 優嘉力叉車(安徽)有限公司は、外部環境の変化への対応と中長期計画における生産体制の適正化を図るため、生産を停止し、工場の閉鎖が完了しました。また同社にて生産していた一部製品は三菱重工叉車（大連）有限公司へ移管済みとなっております。
2. 三菱ロジスネクスト アメリカス社が出資しております。
3. 資本金に該当する金額が無い関係会社については、資本金に準じる金額として資本準備金（またはそれに準ずる金額）を資本金欄において<>内に表示しております。

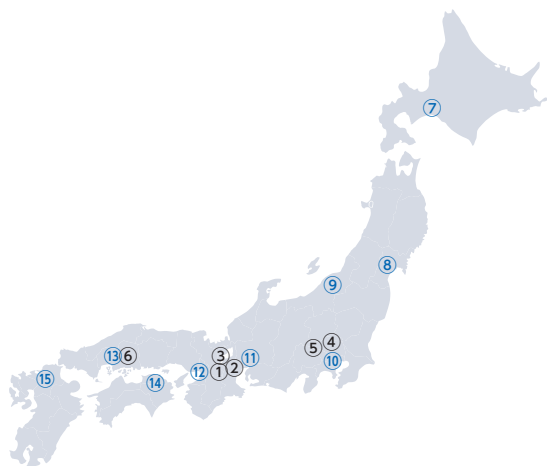
(7) 主要な事業内容

事業セグメント	主 要 品 目
国 内 事 業	バッテリー・エンジンフォークリフト、同保守販売部品 中高層ラック用フォークリフトシステム（ラックフォークリフト） 無人搬送システム（無人フォークリフト・無人搬送車・無人牽引車） 自動倉庫、倉庫管理システム、同保守販売部品 各種運搬機械、産業用エンジン・ミッション等の開発・設計・製造・販売・整備
海 外 事 業	バッテリー・エンジンフォークリフト、同保守販売部品 無人搬送システム（無人フォークリフト・無人搬送車・無人牽引車） 屋内物流機器の開発・設計・製造・販売・整備

(8) 企業集団の主要な事業所

当 社	本社・京都工場	京都府長岡京市
	滋賀工場・安土工場	滋賀県近江八幡市
	羽生工場	埼玉県羽生市
ロジスネクスト 東京 (株)	本 社	東京都大田区
ロジスネクスト 近畿 (株)	本 社	大阪府守口市
三菱重工業（大連）有限公司	本社・工場	中国・大連市
上海力至優叉车制造有限公司	本社・工場	中国・上海市
三菱ロジスネクスト アジア パシフィック社	本 社	Singapore
ロジスネクスト マニュファクチャリング タイランド社	本社・工場	Rayong, Thailand
三菱ロジスネクスト アメリカス社	本 社	Houston, Texas, U.S.A.
三菱ロジスネクスト アメリカス（ヒューストン）社	本社・工場	Houston, Texas, U.S.A.
三菱ロジスネクスト アメリカス（マレンゴ）社	本社・工場	Marengo, Illinois, U.S.A.
エ ク イ ッ プ メ ン ト ・ デ ポ 社	本 社	Houston, Texas, U.S.A.
三菱ロジスネクスト ヨーロッパ社	本 社	Almere, The Netherlands
三菱ロジスネクスト ヨーロッパ（フィンランド）社	本社・工場	Jarvenpaa, Finland
三菱ロジスネクスト ヨーロッパ（スウェーデン）社	本社・工場	Molnlycke, Sweden
三菱ロジスネクスト ヨーロッパ（スペイン）社	本社・工場	Navarra, Spain

〔国内〕



本社・生産拠点

- ①本社・京都工場（京都府長岡京市）
- ②滋賀工場（滋賀県近江八幡市）
- ③安土工場（滋賀県近江八幡市）
- ④羽生工場（埼玉県羽生市）
- ⑤グローバルコンポーネントテクノロジー㈱
鴻巣工場（埼玉県鴻巣市）
- ⑥ロジスネクストハンドリングシステム㈱
尾道工場（広島県尾道市）

主要販売拠点

- ⑦ロジスネクスト北海道㈱（北海道札幌市）
- ⑧ロジスネクスト東北㈱（宮城県仙台市）
- ⑨ロジスネクスト関信越㈱（新潟県新潟市）
- ⑩ロジスネクスト東京㈱（東京都大田区）
- ⑪ロジスネクスト中部㈱（愛知県名古屋市中区）
- ⑫ロジスネクスト近畿㈱（大阪府守口市）
- ⑬ロジスネクスト中国㈱（広島県広島市）
- ⑭ロジスネクスト四国㈱（香川県高松市）
- ⑮ロジスネクスト九州㈱（福岡県福岡市）

〔海外〕

三菱ロジスネクスト ヨーロッパ社
(Almere, The Netherlands)

三菱ロジスネクスト ヨーロッパ (スウェーデン) 社
本社・工場
(Molnlycke, Sweden)

三菱ロジスネクスト ヨーロッパ (フィンランド) 社
本社・工場
(Jarvenpaa, Finland)

三菱重工業(大連) 有限公司
本社・工場
(中国・大連市)

三菱ロジスネクスト

上海力至優叉车製造有限公司
本社・工場
(中国・上海市)

三菱ロジスネクスト アジア パシフィック社
(Singapore)

ロジスネクスト
マニファクチャリング
タイランド社
本社・工場
(Rayong, Thailand)

三菱ロジスネクスト ヨーロッパ (スペイン) 社
本社・工場
(Navarra, Spain)

三菱ロジスネクスト アメリカス社
(Houston, U.S.A.)

エクイップメント・デポ社
(Houston, U.S.A.)

三菱ロジスネクスト
アメリカス (マレンゴ) 社
本社・工場
(Marengo, U.S.A.)

三菱ロジスネクスト アメリカス
(ヒューストン) 社 本社・工場
(Houston, U.S.A.)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

事業セグメント				従業員数	前年度末比増減
国	内	事	業	5,391名	73名減
海	外	事	業	6,384名	432名増
合		計		11,775名	359名増

② 当社の従業員数

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,645名	6名減	42.3歳	16.2年

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入残高
三菱重工 業 (株)	76,778百万円
MHI International Investment B.V.	38,900百万円
MHI Capital America, Inc.	24,071百万円
シンジケートローン	20,000百万円

(注) シンジケートローンは(株)三菱UFJ銀行を主幹事とするその他8行からの協調融資によるものであります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 普通株式 392,725,256株

(2) 発行済株式総数 普通株式 106,645,013株

(3) 当期末株主総数 普通株式 22,529名

(4) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
三菱重工業(株)	68,888	64.60
日本マスタートラスト信託銀行(株)	5,724	5.37
(株)GSユアサ	4,701	4.41
(株)日本カストディ銀行	4,111	3.86
GOVERNMENT OF NORWAY	1,418	1.33
(株)三菱UFJ銀行	1,363	1.28
(株)京都銀行	1,301	1.22
JP MORGAN CHASE BANK 385781	833	0.78
日本生命保険相互会社	764	0.72
東京海上日動火災保険(株)	667	0.63

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式 5,216株を控除して計算しております。
 3. (株)日本カストディ銀行の持株数は、信託業務に係るものであります。
 4. 日本マスタートラスト信託銀行(株)の持株数は、信託業務に係るものであります。
 (退職給付信託口・(株)島津製作所口 1,369千株、同・大日本塗料(株)口 400千株を含む。)

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社取締役に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要 (2022年3月31日現在)

名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使の条件	権利行使期間
第1回新株予約権	115個	普通株式 115,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2012年9月6日から 2042年9月5日まで
第2回新株予約権	41個	普通株式 41,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2013年9月7日から 2043年9月6日まで
第3回新株予約権	34個	普通株式 34,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2014年9月6日から 2044年9月5日まで
第4回新株予約権	25個	普通株式 25,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2015年9月5日から 2045年9月4日まで
第5回新株予約権	20個	普通株式 20,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2016年9月3日から 2046年9月2日まで
第6回新株予約権	13個	普通株式 13,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2017年9月30日から 2047年9月29日まで
第7回新株予約権	10個	普通株式 10,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2018年8月25日から 2048年8月24日まで
第8回新株予約権	24個	普通株式 24,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2019年8月24日から 2049年8月23日まで
第9回新株予約権	23個	普通株式 23,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2020年8月22日から 2050年8月21日まで
第10回新株予約権	20個	普通株式 20,000株	新株予約権と引換えの払込みは要しない。	1株当たり 1円	(注) 1	2021年8月21日から 2051年8月20日まで

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できるものとしております。
 - (2) 新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとしております。
2. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株であります。

(2) 当事業年度の末日における当社取締役の新株予約権の保有状況（2022年3月31日現在）

名 称	取締役（社外取締役を除く）	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第1回新株予約権	0個（0株）	0名
第2回新株予約権	0個（0株）	0名
第3回新株予約権	2個（2,000株）	1名
第4回新株予約権	3個（3,000株）	1名
第5回新株予約権	3個（3,000株）	1名
第6回新株予約権	6個（6,000株）	2名
第7回新株予約権	7個（7,000株）	4名
第8回新株予約権	19個（19,000株）	4名
第9回新株予約権	18個（18,000株）	3名
第10回新株予約権	20個（20,000株）	4名

(3) 当事業年度中に使用人等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要及び交付した者の数

名 称	新株予約権の数及び目的となる株式の数	交付者数
第10回新株予約権	35個（35,000株）	当社使用人(執行役員) 8名

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類、払込金額、行使に際して出資される財産の価額、行使の条件、権利行使期間につきましては、当社取締役に対し交付した3.(1)に記載の第10回新株予約権と同内容であります。
2. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、執行役員の地位を喪失した日の翌日から10年間に限り新株予約権を行使できるものとしております。
 - (2) 新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとしております。
3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株であります。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2022年3月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
御子神 隆	代 表 取 締 役 会 長	三菱重工業(株) 常務執行役員 ドメインCEO 物流・冷熱・ドライブシステムドメイン長
久 保 隆	代 表 取 締 役 社 長	
渡 邊 博 一	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員 国 内 営 業 本 部 長	
藤 田 伸 二	取 締 役 員 上 席 執 行 役 員 品 質 統 括 室 長	
末 松 正 之	取 締 役	三菱重工業(株) 執行役員 グループ戦略推進室長
大河内 健	取 締 役	
安 藤 修	取 締 役	(株)島津アクセス 代表取締役社長
小 林 京 子	取 締 役	弁護士法人色川法律事務所 パートナー、弁護士 川上塗料(株) 社外監査役 日本ピラー工業(株) 社外取締役

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
馬 場 浩 司	常 勤 監 査 役	
市 原 信 二	常 勤 監 査 役	
倉 垣 雅 英	監 査 役	
福 岡 靖 之	監 査 役	DNライティング㈱ 監査役
吉 村 茂	監 査 役	

- (注) 1. 取締役である大河内健氏、安藤修氏及び小林京子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役である倉垣雅英氏、福岡靖之氏及び吉村茂氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 大河内健氏、取締役 安藤修氏、取締役 小林京子氏及び監査役 福岡靖之氏、監査役 倉垣雅英氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役の異動
- ・2021年6月29日開催の第120期定時株主総会において、御子神隆氏及び渡邊博一氏が取締役に新たに選任され、就任しました。
 - ・2021年6月29日開催の第120期定時株主総会終結の時をもって、取締役 各務真規氏が任期満了により退任しました。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の異動
- ・取締役 小林京子氏は、2021年6月24日付で日本ピラー工業㈱ 社外取締役に就任しました。
 - ・監査役 福岡靖之氏は、2021年6月22日付でDNライティング㈱ 監査役に就任し、2021年6月29日付で大日本塗料㈱ 常勤監査役を退任しました。
6. 監査役 馬場浩司氏及び福岡靖之氏は、金融機関における長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役 市原信二氏は、長年経理部門に在籍し経理課長、企画経理部長の役職経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役 末松正之氏、大河内健氏、安藤修氏、小林京子氏及び各監査役と、定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。
9. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を含む、親会社の三菱重工業㈱を契約締結主体とするMHIグローバル保険に加入し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし法令違反であることを認識して及んだ行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は、全額当社が負担しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の報酬等について、報酬の客観性と透明性を高めるため、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役の報酬等については、同委員会で審議し、取締役会の決議により決定しています。取締役（社外取締役を除く）の報酬は、会社業績及び個人の経営に対する貢献度を報酬に適正に反映させることを基本方針としています。社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみで構成しており、その水準等については、社内取締役も含め外部コンサルタント会社であるWTW(タワーズワトソン(株))の経営者報酬データベースの調査に基づき、他社水準等を考慮し決定しています。当社は2021年6月29日開催の取締役会にて決定方針を決議しています。決議に際しては指名・報酬諮問委員会に諮問しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

a) 個人別の報酬等(業績連動報酬等・非金銭報酬等以外)の額または算定方法の決定方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、経営の意思決定及び監督等の職務執行に伴う役割と責任の対価として、次の区分により、その役位に該当する報酬の合計額を基本報酬（月額固定給）として金銭で支給しています。社外取締役の報酬は、対象者に対し指名・報酬諮問委員の手当を加算した合計額を基本報酬（月額固定給）として金銭で支給しています。なお、取締役会議長、指名・報酬諮問委員会委員長、筆頭独立社外取締役については、コーポレートガバナンスにおいて重要な役割を担うことから、手当を基本報酬に加算しております。また、取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第114期定時株主総会において、取締役9名に対し年額350百万円以内（賞与含む、うち社外取締役2名に対し、社外取締役分年額30百万円以内）と決議されており、その範囲内で支給しています。

【基本報酬の構成】

報酬の名称	内容
代表者報酬	代表権（会社の代表・重要な契約の締結）に伴う役割と責任の対価として、代表取締役に対して一定の報酬額を支給します。
取締役報酬	経営の意思決定及び監督に伴う役割と責任の対価として、取締役に對して一定の報酬額を支給します。
会長報酬	取締役会議長及び業務執行の管理・監督に伴う役割と責任の対価として、一定の報酬額を支給します。
社長・執行役員報酬	業務遂行に伴う役割と責任の対価として、役位別の報酬額を支給します。

b) 業績連動報酬等に係る業績指標等の内容及び額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、取締役（非常勤取締役・社外取締役を除く）に対し、単年度の業績目標の達成に寄与することを目的として年次賞与を支給しています。支給は100%業績連動とし、その期の業績を会社（全社評価）及び個人（個人評価）の両方から評価し支給額を決定し、年1回7月に金銭で支給しています。全社評価と個人評価の割合は、当社が物流機器単一事業であることから、会社全体のパフォーマンスを重視し、取締役会長及び取締役社長は全社評価100%、執行役員を兼務する取締役は全社評価90%、個人評価10%の割合としています。

全社評価の指標は、事業規模の拡大と利益確保のバランスを鑑み売上高35%、のれん等償却前営業利益65%としています。なお、当期純損失の場合は支給率の上限は75%とし、連続して当期純損失を計上した場合は、100%支給の基準は直近で当期純利益を計上した期の実績を使用します。また、前期純損失から当期純利益に転じた場合も直近で純利益を計上した期の実績を使用します。算定方法は次の表の通りとしますが、特別に考慮すべき事情が発生した場合は指名・報酬諮問委員会で審議の上、最終の支給額を決定します。

【年次賞与制度の概要】

項目		内容																	
対象者		業績評価の対象となる期間に在籍している取締役 (非常勤取締役・社外取締役を除く)																	
標準賞与額		年間基本報酬(取締役報酬部分は除く)の35% ※標準賞与額とは、全社評価:対前年度実績比100%、個人評価:標準点の時の場合の賞与支給額																	
業績評価	全社評価	①評価指標:売上高/のれん等償却前営業利益 配分は売上高35%、のれん等償却前営業利益65%																	
		②評価方法:前年度実績に対する本年度実績																	
	個人評価	③インセンティブカーブ: 対前年度実績の範囲 下限 △100% ~ 上限 130% 支給率 下限 0% ~ 上限 150% ④賞与全体に占める割合:90%(会長・社長は100%全社評価) 社長による5段階評価(3が標準点)とする																	
		<table><tr><td>評点</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>支給率</td><td>0%</td><td>5%</td><td>10%</td><td>15%</td><td>20%</td></tr></table>						評点	1	2	3	4	5	支給率	0%	5%	10%	15%	20%
評点	1	2	3	4	5														
支給率	0%	5%	10%	15%	20%														
年間支給回数/支給時期		年1回7月																	
特記事項		当期純損失の場合は支給率の上限は75%となります。 無配当の場合は賞与の支給はありません。																	

c) 非金銭報酬等(株式報酬・ストックオプションを含む)の内容及び額もしくは数またはその算定方法の決定方針

非金銭報酬は、取締役（非常勤取締役・社外取締役を除く）に対し、当社の取締役の報酬と業績及び株主利益の連動性を一層高めること並びに中長期の企業価値向上を目的として、毎年8月に株式報酬型ストックオプションを付与しています。取締役に割当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の上限は、2012年6月28日開催の当社第111期定時株主総会において社外取締役を除く取締役10名に対し年間200個、30,000千円以内と決議されており、その範囲内で割当てています。毎年の割当対象者及び割当個数の決定については、役位別に定められた基準額に基づき対象者別の割当個数を算出し、取締役会において決議しています。

【株式報酬型ストックオプションの概要】

項目	内容
対象者	割当日に在籍している取締役（非常勤取締役・社外取締役は除く）
割当個数	役位別に定められた基準額に基づき算出された新株予約権（1個1,000株単位）を割当てる。
新株予約権の行使価格	株式1株当たり1円
新株予約権を行使することができる期間	新株予約権の割当日の翌日から30年間
新株予約権の行使の条件	取締役の地位を喪失した日の翌日から10年間
割当時期	毎年8月

d) 個人別の報酬等の額につき種類ごとの割合（比率）の決定方針

取締役（非常勤取締役・社外取締役を除く）の報酬は、金銭報酬として毎月定額の基本報酬と年次インセンティブである年次賞与を、非金銭報酬（株式報酬）として中長期インセンティブである株式報酬型ストックオプションを支給しています。社外取締役はその役割及び独立性の観点から基本報酬のみを支給しています。報酬の構成割合については、取締役の職務執行の対価であること並びに中長期視点での経営推進の観点から基本報酬を過半の割合としており、それ以外をインセンティブ報酬である年次賞与と株式報酬型ストックオプションに配分しています。基本報酬に対する年次賞与及び株式報酬型ストックオプションの割合は、年次賞与が業績により最大55%程度～最低0%、株式報酬型ストックオプションが10%程度の割合となるように設定しています。なお、取締役の報酬水準及び報酬の構成割合は、外部コンサルタント会社であるWTW(タワーズワトソン(株))の経営者報酬データベースに参加し、毎年、指名・報酬諮問委員会において、役位別の報酬額及び報酬の構成割合について、他社との比較・検証を行い、当社の財務状況も踏まえた上で、適切であるかどうかを確認し、見直しの可否を判断しています。また、決定方針は、指名・報酬諮問委員会において審議・承認し、指名・報酬諮問委員会の承認内容を尊重して取締役会が決定しております。

【報酬の構成と割合】

金銭/非金銭	種類	内容		基本報酬に対する割合
金銭報酬	月次報酬	基本報酬	代表者報酬	—
			取締役報酬	
			会長報酬	
			社長・執行役員報酬	
	年次インセンティブ	年次賞与	全社評価	55%程度～0%
			個人評価	
非金銭報酬 (株式報酬)	中長期インセンティブ	株式報酬型ストックオプション		10%程度

e) 報酬等を与える時期または条件の決定方針

上記 a)～c)に記載の通り。

f) 個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任する場合の事項

当社では、取締役の個人別報酬等の決定にあたっては、取締役会の委任に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役社長 久保隆が決定することとしております。取締役社長に委任した理由は、個人の業績評価等を考慮する必要があることから、対象者が出席する取締役会で決議するよりも指名・報酬諮問委員会で審議し取締役社長が決定した方が適切な判断が可能となると判断したためです。当社では、取締役の報酬等の決定に関して、報酬の客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しています。取締役の個人別報酬額については、取締役会の委任に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役社長が決定することとしていますが、取締役社長は指名・報酬諮問委員会が作成した原案を尊重しなければならない旨を規定しています。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しています。

g) その他、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

当社の株式報酬型ストックオプションの制度として、割当対象者が、規定に違反する行為、不法行為、会社への背信行為等を行った場合は、新株予約権を放棄する条項を設定しています。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取 締 役	216	156	42	16	8
監 査 役	63	63	—	—	5
合 計	279	220	42	16	13

- (注) 1. 上表には2021年6月29日開催の第120期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含み、無報酬の取締役1名を除いております。
2. 業績連動等に係る業績指標は、「4.(2)①b)業績連動報酬等に係る業績指標等の内容及び額または数の算定方法の決定方針」に記載の通りです。当事業年度における全社評価の評価指標は、2021年3月期で当期純損失を計上しましたので、直近で当期純利益を計上した2019年3月期実績で算出します。2019年3月期実績 売上高4,484億円に対し、実績は4,654億円、のれん等償却前営業利益220億円に対し、実績は130億円となったため、標準支給額に対する支給率は74.8%となります。
3. 非金銭報酬の内容は、株式報酬型ストックオプションであり、割当ての際の条件等は「4.(2)①c)非金銭報酬等(株式報酬・ストックオプションを含む)の内容及び額もしくは数またはその算定方法の決定方針」に記載の通りです。また、当事業年度における割当状況は、「3.(2)当事業年度の末日における当社取締役の新株予約権の保有状況」に記載の通りです。
4. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第114期定時株主総会において、取締役9名に対し年額350百万円以内(うち社外取締役2名に対し、社外取締役分年額30百万円以内)と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第111期定時株主総会において、監査役4名に対し、年額65百万円以内と決議いただいております。
6. 取締役の個人別報酬等の内容決定の委任に関する事項は「4.(2)①f)個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任する場合の事項」に記載の通りです。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 安藤修氏は、(株)島津アクセスの代表取締役社長を兼務しております。(株)島津アクセスと当社の間には特別な関係はありません。

取締役 小林京子氏は、弁護士法人色川法律事務所 パートナー、川上塗料(株)の社外監査役及び日本ピラー工業(株)の社外取締役を兼務しております。当社は、弁護士法人色川法律事務所と法律顧問契約を締結しております。川上塗料(株)及び日本ピラー工業(株)と当社の間には特別な関係はありません。

監査役 福岡靖之氏は、DNライティング(株)の監査役を兼務しております。DNライティング(株)と当社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における活動状況、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主な活動状況等
取 締 役	大河内 健	当事業年度に開催された17回の取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では、海外事業及び物流機器事業における豊富な経営マネジメント経験と優れた見識に基づき、特にグローバルな視点から経営全般に関して監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、筆頭独立社外取締役として、指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、当事業年度に開催された委員会12回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役	安 藤 修	当事業年度に開催された17回の取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では、計測機器・医療機器メーカーにおけるグローバルでの経営マネジメント経験と優れた見識に基づき、特に他業界での経験を踏まえて、当社の経営全般に関して監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会12回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役	小 林 京 子	当事業年度に開催された17回の取締役会の全てに出席いたしました。取締役会では、企業法務を中心とした弁護士としての豊富な実績・見識に加え、上場企業における勤務及び独立役員の経験に基づき、特に法的な視点から、当社の経営全般に関して監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会12回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	倉 垣 雅 英	当事業年度に開催された17回の取締役会、15回の監査役会の全てに出席いたしました。企業経営の豊富な経験と優れた見識を活かし、社外監査役として客観的な視点から適正な意見・提言及び監査を行っております。
監 査 役	福 岡 靖 之	当事業年度に開催された17回の取締役会の内15回、15回の監査役会の内13回に出席いたしました。欠席の主な理由は、兼務先であった大日本塗料㈱の重要な会議等への出席によるものです。金融機関における長年の業務経験及びその他企業における監査役の経験を活かし、社外監査役として客観的な視点から適正な意見・提言及び監査を行っております。
監 査 役	吉 村 茂	当事業年度に開催された17回の取締役会、15回の監査役会の全てに出席いたしました。経営マネジメントの豊富な経験と優れた見識を活かし、社外監査役として客観的な視点から適正な意見・提言及び監査を行っております。

③ 報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
社 外 取 締 役	28	28	－	－	3
社 外 監 査 役	18	18	－	－	3
合 計	46	46	－	－	6

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額

192百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取、また、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

192百万円

- (注) 当社の海外子会社はいずれも当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）による財務諸表監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(4) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。そのほか、監査役会が策定した会計監査人の選解任等の判断基準に基づき、独立性・監査品質・効率性などの観点から会計監査人の再任の適否について、毎期検討し、監査役会が会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において以下の通り定めております。これに基づき、内部統制システムの適正な整備・運用に努めております。

2022年3月末日現在の基本方針は以下の通りです。

（1）当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの法令順守、企業倫理の浸透を図るため、当社取締役会の決議により定めた「グループ倫理綱領」「グループコンプライアンス行動指針」を役員の行動規範としてこれを順守する。
- ② 当社においては原則として月1回、全取締役・全監査役出席の下、取締役会を開催し、経営方針、年度計画、組織変更などの重要事項について決定する。また必要に応じ随時臨時取締役会を開催する。取締役会等を設置している子会社については、定期的に取締役会等を開催し、重要事項を決定する。
- ③ 当社においては社外取締役を選任し、第三者的立場からの監視を受け、また、当社の経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の妥当性を高める。
- ④ 当社においては原則として週1回、全常勤取締役並びに役付執行役員及び各室長・本部長、全常勤監査役が出席して開催する経営会議を設置し、日常の業務執行状況の監視並びに迅速かつ適正な意思決定等を図る。また、子会社においても、取締役と幹部社員が出席して定期的に開催する経営会議を設置する。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するために、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを整備・構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑥ 子会社を内部監査部門の監査対象とし、当社グループの業務の適正を図る。
- ⑦ 内部通報システムとして当社グループの使用人等を通報対象者とするヘルプラインを設置し、当社グループの法令順守上、疑義のある情報の入手に努めコンプライアンス経営に反映する。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定並びに職務執行等の際に作成した取締役会議事録、経営会議議事録並びに稟議書等の重要な文書や情報は、管理本部担当役員が承認した文書保存、情報管理に関する規程並びに業務分掌を定めた規程に基づき当該会議等を主管する部門が保存・管理し、取締役、監査役の閲覧に備える。

（3）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのリスク管理の方針、体制等について定める「グループリスク管理規則」に基づき、当社グループのリスク管理体制及び運営を整備し、当社のリスク・コンプライアンス委員会において、当社グループの重大リスクを統括的に管理する。
- ② 当社グループの組織横断的並びに部署固有のリスク対策として個別規程、マニュアル、手順書等を整備し、運用を図るとともに、教育・研修等を実施し、リスク管理を行う。
- ③ 当社グループにおいて重大なリスクが顕在化した場合には「危機管理規則」に従い報告・情報伝達を行うとともに必要な体制を編成し、当社グループの損失の極小化を図る。

（4）当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は取締役が経営方針・経営戦略に関する重要事項の策定に注力できるよう、基本的に執行役員が業務執行を行い、執行役員に担務を設定し、職務執行の分担を図る。
- ② 当社及び子会社の取締役及び当社の執行役員の職務執行の効率化を支える統制環境を確保するため、当社グループにおいて組織、業務分掌、職務権限、決裁基準等を定めた経営に関する基本規程を定め、更に下位規程類の整備を推進し、効率的な業務推進体制を構築する。
- ③ 当社グループの業務全般において、情報セキュリティ面の一層の強化を図りながら、IT化を推進し、職務執行の効率化を図る。

(5) 当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「グループ倫理綱領」「グループコンプライアンス行動指針」に基づき法令、定款、並びに社会規範順守の啓蒙を継続して行い、当社グループの全使用人の行動規範として、徹底を図る。
- ② 社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を原則として四半期に1回開催し、全社のコンプライアンスに関する方針・施策を決定する。また全部長で構成するコンプライアンス連絡会を四半期に1回開催し、情報の共有、展開を図るとともに、コンプライアンスに関する教育啓蒙活動を推進する。
- ③ 子会社においてもコンプライアンス委員会を設置、定期的に行い、コンプライアンス施策に関する情報の当社グループでの共有、展開を図るとともに、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を推進する。
- ④ 内部監査部門が、コンプライアンスの観点から、内部監査により当社グループの業務運営の状況を把握し改善のための提言を行う。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 経営会議等において担当執行役員より週間報告によって、子会社の状況報告を行う。
- ② 当社取締役と子会社の社長が出席し定期開催する報告会や、当社取締役等と子会社の各部門責任者が出席する実務レベルの定期会議において必要な報告を行う。
- ③ 「グループ会社管理規則」を制定し、子会社の規模等に応じた個別具体的な決裁・報告基準を設定し、この基準に基づき子会社から報告を行う。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する専任の使用人を監査役室に配置する。
- ② 補助使用人の経歴、能力等を考慮し、選任する。
- ③ 監査役室配属の使用人の人事考課については監査役の協議で行い、人事異動は監査役会の事前同意を得ることとする。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
 - a) 取締役が職務執行に当たって開催する重要な会議に監査役が出席することを保証し、監査役が重要な情報に直接触れる機会を確保する。
 - b) 監査役に各部門の月次報告等の閲覧を保証する。
 - c) 監査役が取締役・使用人からのヒアリングの機会を確保し、更に代表取締役と全監査役との間で意見交換を行う。
 - d) 会社の損失に繋がるとされる事件、事象等が発見された場合には、速やかに取締役から監査役または監査役会に報告する。
- ② 子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - a) 当社内部監査部門、総務部門等は、定期的に当社監査役に対する報告会を開催し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告するとともに、監査役が出席する経営会議等において週間報告により担当執行役員から子会社の状況報告を実施する。
 - b) 内部通報システムとして当社グループの取締役・使用人等を通報対象者とするヘルプラインを設置しており、内部通報システムの担当部署は、内部通報の状況について、定期的に監査役に報告を行う。

(9) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報に関する規程に、監査役への報告に関しても不利な取扱いを受けないことを保証することを明記している。

(10) 当社の監査役等の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役等の職務の執行に必要な年度予算を監査役室の年度予算として確保し、監査役会または監査役の要請に沿って費用処理する。

- ② 外部の専門家の活用や計画外の子会社往査等、監査役室の年度予算編成時に想定できなかった事態が生じた場合、当該事態に係る費用については監査役会または監査役からの要請に基づき、会社負担として処理する。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 原則として月1度、社長・管理本部担当役員・内部監査部門長等で構成し、常勤監査役が出席する内部統制会議を開催し、内部統制に関する情報の共有を図る。
- ② 定期的に監査役と会計監査人との意見交換を行う。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から「グループ倫理綱領」「グループコンプライアンス行動指針」を定め運用するとともに、関係機関とも情報交換を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 損失の危険の管理に関する取組みの状況

- ① 当社グループでは、社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会（年4回開催）を推進機関として、コンプライアンスの徹底とリスクの管理・低減活動に取組んでおります。また、これらの活動状況については、四半期に1回、取締役会に報告しております。
- ② リスクマネジメントについては、「グループリスク管理規則」に基づき、期初に当社グループ全体のリスクの洗い出し・評価を行い、優先して対応すべきリスクを決定、アクションプランを作成し日常的にリスクの管理・低減活動に取組んでおります。リスクが顕在化した場合は、「緊急時対応要領」に基づき、幹部緊急連絡網を通じて、社長をはじめとする経営幹部に直ちに報告がなされ、各関連部門が連携して迅速かつ適切に対応しております。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大に対し、社長を本部長とする新型肺炎緊急対策本部を設置、各種施策を実施しております。また、国内外の感染情報を収集し適切に管理するとともに、感染状況に応じたレベル別対応を構築・運用しております。
- ④ 広域災害等の緊急時には、「危機管理規則」に則り、緊急対策本部を立上げ関係部門が連携して対応する体制を構築しております。

(2) 取締役及び使用人の職務執行における法令順守・適正性の確保に関する取組みの状況

- ① 取締役会は、法令または定款に定められた事項、株主総会の決議により委任された事項、重要な業務執行に関する事項などを決定するとともに、取締役及び執行役員等から定期的に職務執行状況についての報告を受け、取締役及び執行役員等の職務執行を適切に監督しております。
- ② 委員の過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会において取締役・執行役員等の人事及び報酬についての審議を行うことで、役員の指名・報酬の決定に関する客観性と透明性を確保しております。
- ③ コンプライアンスについては、「三菱ロジスネクストグループ倫理綱領」「コンプライアンス推進社標準」に基づいたコンプライアンス推進体制のもと、当社役員及び従業員等にコンプライアンスの徹底を図っております。
- ④ 内部通報システムは、当社及び子会社にヘルプライン（通報窓口）を設置するとともに、ハラスメントの専門窓口を設置しており、通報内容は、社内規程に則り適切に処理しております。また、ビジネスパートナー向けの相談窓口を設置しており、問題の早期発見や改善措置に取組んでおります。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する取組みの状況

当社は、取締役の職務執行に係る重要書類について、文書管理に関する社内規程に基づき適切に保管及び管理し、取締役及び監査役の求めに応じて常時閲覧できるようにしております。

(4) 取締役及び使用人の職務執行における効率性確保に関する取組みの状況

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会による経営の監督・意思決定と執行役員による業務執行の機能分化を促進し経営効率の向上を図っております。
- ② 取締役会において、「取締役会規則」「経営会議規則」「稟議規則」を定め、取締役会及び経営会議における付議・報告基準を明確にしており、当該基準に基づき、適正な意思決定及び報告を行っております。
- ③ 取締役会がその役割・責務を果たすべく、より長期・戦略的な議論の充実を図ると同時に有効なモニタリングを確立するため、効率的かつ実効的な運営に見直しております。
- ④ 取締役会議事録・監査役会議事録の電子承認を導入し、適切に保管・管理しております。
- ⑤ 取締役会や経営会議等の会議運営に当たり、Web会議システムを利用し柔軟な会議運営を実現するとともに、資料のペーパーレス化を実施し効率性を高めております。

(5) 子会社管理に関する取組みの状況

- ① 当社子会社の経営管理については、国内・海外子会社について、グループ会社を管理する規程を制定し、運用しており、各種会合を定期的に開催し、経営陣幹部、各担当部門とグループ会社の意思疎通を図るとともに、グループ会社における経営上の重要事項について付議・報告を受けております。
- ② 当社の役員及び従業員をグループ会社の取締役・執行役員として派遣するとともに、海外においては地域統括会社を設置し傘下グループ会社のガバナンスと内部統制の強化に向けた取組みを行っております。
- ③ 内部監査部門によるグループ会社監査を実施し、グループ経営に対応したモニタリング活動を実施しております。

(6) 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

- ① 監査役は、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、内部統制会議などの社内の重要会議に出席するほか、稟議書等の重要書類が回覧される仕組みにしており、監査の実効性を確保しております。
- ② 監査役は、取締役・執行役員・業務執行部門への定期ヒアリング、社外取締役も陪席する会長及び社長との意見交換会、会計監査人との情報交換、内部統制部門との情報や意見交換等を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を図っております。
- ③ 内部通報制度により通報を受けた内容等は、監査役に対して速やかに情報共有しております。また、内部通報に関する規程に、通報を理由とした内部通報者への不利益な取扱いを禁ずる旨を明記し、周知・徹底しております。

8. 当社のコーポレートガバナンス体制

(1) 基本的な考え方

- ① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
当社は、「世界のあらゆる物流シーンで、お客様にソリューションを提供し続け、未来創りに貢献する」という企業理念を踏まえ、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、コーポレートガバナンスを実現いたします。
- ② コーポレートガバナンスに関する基本方針
当社は、執行役員制度を導入することにより、取締役会による経営の監督・意思決定と執行役員による業務執行の機能分化を促進し経営効率の向上を図るとともに、社外取締役の活用及び監査役監査の充実により、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の確立を目指します。

(2) 取締役会

- ① 取締役会の主な役割・責務
取締役会は、持続的な成長・企業価値の向上に資する中長期的な経営戦略を担う機関と位置付け、大局的見地から次に掲げる事項の決定と経営監督を行います。

- a) 法令または定款に定められた事項
- b) 株主総会の決議により委任された事項
- c) 重要な業務執行に関する事項

② 取締役会の構成

取締役会は、活発な審議と迅速な意思決定を実現すべく取締役10名以内とし、取締役の内複数名は当社の独立性基準を満たす独立社外取締役で構成します。また、取締役会は、取締役の知識・経験・専門性・資質・背景等のバランスを総合的に判断し、取締役会全体として、当社の企業価値向上により貢献できる人物で構成します。

(3) 監査役会

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として会社の監督機能の一翼を担い、取締役の職務の執行を監査することにより、企業価値創出を実現し、社会の信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制を確立する責務を負います。この責務を通じ、監査役は当社の意思決定の透明性・公正性を担保するとともに、取締役による経営判断の原則に則った迅速・果断な意思決定を可能とする環境整備に努めます。

監査役会は、社外監査役の独立性と常勤監査役が保有する情報収集力を有機的に組み合わせて監査の実効性を高めるとともに、社外取締役との連携を確保し、情報の交換及び認識の共有を図ります。

(4) 指名・報酬諮問委員会

当社役員の指名及び報酬の決定に関して、その客観性及び適正性を確保するため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬諮問委員会を設置しています。指名・報酬諮問委員会は、取締役会長、取締役社長、社外取締役3名で構成し、当社の役員人事及び役員報酬の決定に関し、審議・検討し、その結果を取締役に答申いたします。当期は全12回の指名・報酬諮問委員会を開催し、役員の指名、報酬及び後継者計画に関する審議等を行いました。

(5) 取締役会長・取締役社長・執行役員

① 取締役会長

取締役会長は、取締役会議長として取締役会の適正な運営を担うとともに、業務執行における取締役社長の経営判断について助言を行います。

② 取締役社長

取締役社長は、当社グループの最高経営責任者として、グループ全体の業務執行を統括します。人格・見識ともに優れ、高いマネジメント能力、業務上の専門的知識及び豊富な経験を有するとともに、強いリーダーシップとグローバル思考によりグループ全体を牽引し、健全で透明性の高い経営を実現することができる人物といたします。

③ 執行役員

取締役会は、執行役員を選任し、担当職務を委嘱いたします。なお、当社は、取締役会長、取締役社長及び上席執行役員以上の役付執行役員を経営陣幹部として定義しています。

(6) 経営会議

① 経営会議の主な役割

経営会議は、機動的・効率的な業務執行に資するため、取締役会に付議する事項を含む業務執行全体について審議・意思決定を行います。

② 経営会議の構成

取締役会長、取締役社長、役付執行役員及び各室長・本部長で構成します。常勤監査役は、経営会議に出席して、適宜意見を述べます。

(7) リスク・コンプライアンス委員会

① リスク・コンプライアンス委員会の主な役割

リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの推進・運営の最高機関

で、グループ全体のリスク・コンプライアンス情報を統一管理し、方針・施策の決定、及び活動の推進・フォローを行います。原則四半期毎に開催し、取締役会に対してこれらの状況を四半期毎に報告します。

② リスク・コンプライアンス委員会の構成

取締役社長を委員長として、各室長・本部長等で構成します。そのほか、リスク・コンプライアンス委員会には、アドバイザーとして取締役会長、常勤監査役が出席し適宜意見を述べます。

(8) サステナビリティ会議

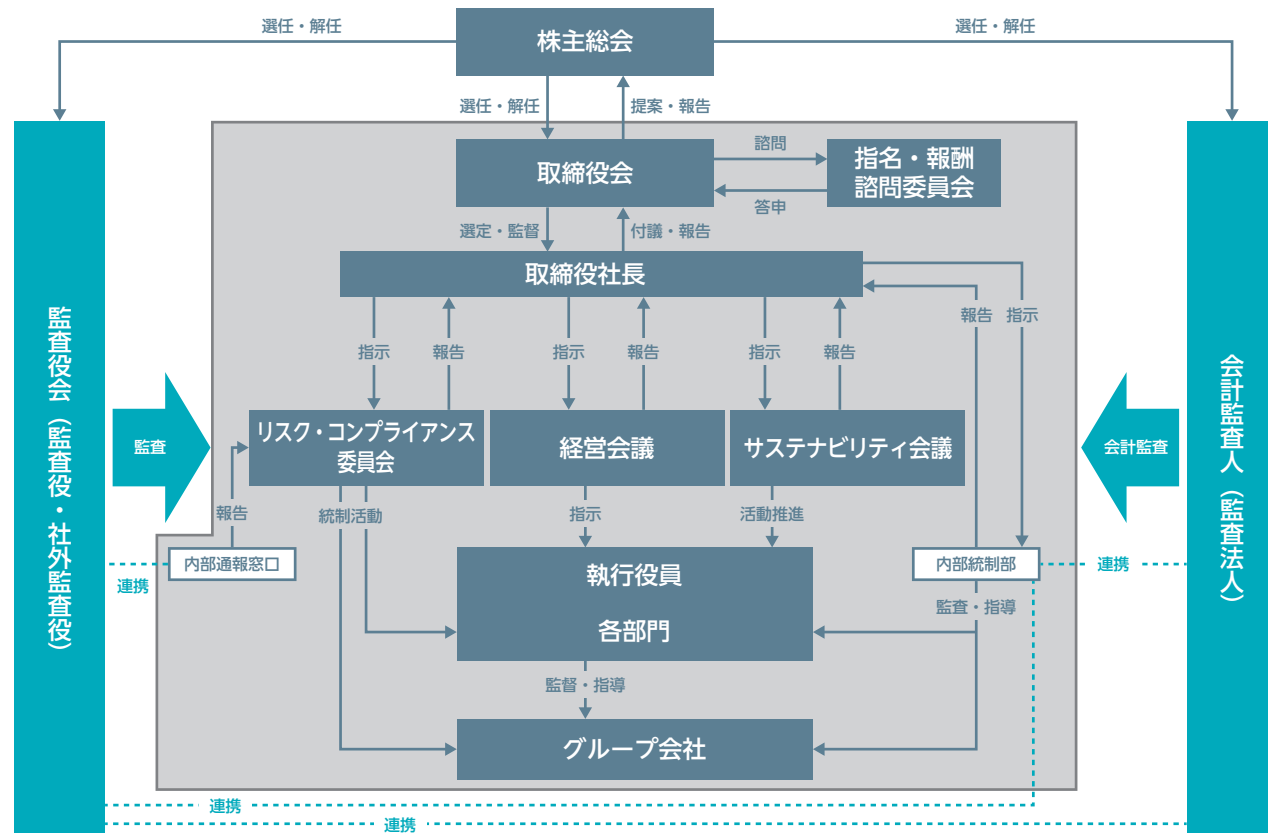
① サステナビリティ会議の主な役割

サステナビリティ会議は、当社グループのサステナビリティ活動の推進・運営の最高機関で、サステナビリティに関する取組み全体を統括し、方針・施策の決定、及び活動の推進・フォローを行います。原則年間3回開催し、取締役会に対してこれらの状況を定期的（年3回）に報告します。

② サステナビリティ会議の構成

取締役社長を議長として、取締役会長、各室長・本部長等で構成します。

コーポレートガバナンスの体制図



連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	237,578
現金及び預金	12,562
受取手形、売掛金及び契約資産	82,382
電子記録債権	2,030
リース債権及びリース投資資産	14,950
商品及び製品	50,602
仕掛品	13,346
原材料及び貯蔵品	32,773
短期貸付金	19,374
その他	10,830
貸倒引当金	△1,274
固定資産	168,023
有形固定資産	102,273
建物及び構築物	20,866
機械装置及び運搬具	48,630
土地	21,841
リース資産	6,901
建設仮勘定	1,936
その他	2,098
無形固定資産	47,007
のれん	30,106
その他	16,900
投資その他の資産	18,742
投資有価証券	7,139
繰延税金資産	7,403
退職給付に係る資産	864
その他	3,392
貸倒引当金	△56
資産合計	405,601

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	180,704
支払手形及び買掛金	63,504
電子記録債務	17,191
短期借入金	42,207
一年以内に返済する長期借入金	4,300
リース債務	2,983
未払金及び未払費用	25,590
未払法人税等	3,862
賞与引当金	4,348
役員賞与引当金	68
製品保証引当金	3,062
関係会社整理損失引当金	75
その他	13,510
固定負債	161,159
長期借入金	131,678
リース債務	7,013
繰延税金負債	3,003
退職給付に係る負債	15,907
役員退職慰労引当金	9
製品保証引当金	2,247
その他	1,299
負債合計	341,863
純資産の部	
株主資本	50,328
資本金	4,924
資本剰余金	34,762
利益剰余金	10,644
自己株式	△2
その他の包括利益累計額	12,803
その他有価証券評価差額金	2,380
為替換算調整勘定	10,533
退職給付に係る調整累計額	△111
新株予約権	273
非支配株主持分	333
純資産合計	63,737
負債及び純資産合計	405,601

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		465,406
売上原価		362,377
売上総利益		103,029
販売費及び一般管理費		99,436
営業利益		3,592
営業外収益		1,347
受取利息	563	
受取配当金	88	
持分法投資利益	11	
為替差益	183	
補助金収入	23	
その他	476	
営業外費用		1,699
支払利息	1,485	
その他	213	
経常利益		3,240
特別利益		190
固定資産売却益	170	
投資有価証券売却益	11	
受取保険金	8	
特別損失		598
固定資産処分損	240	
減損損失	171	
災害による損失	7	
事業構造改善費用	179	
税金等調整前当期純利益		2,832
法人税・住民税及び事業税	3,850	
法人税等調整額	△1,763	2,087
当期純利益		744
非支配株主に帰属する当期純利益		27
親会社株主に帰属する当期純利益		717

連結株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,913	34,750	10,655	△2	50,315
会計方針の変更による累積的影響額			124		124
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,913	34,750	10,779	△2	50,440
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	11	11			23
剰余金の配当			△852		△852
親会社株主に帰属する当期純利益			717		717
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	11	11	△135	—	△111
当期末残高	4,924	34,762	10,644	△2	50,328

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	2,421	2,370	△107	4,684	251	290	55,542
会計方針の変更による累積的影響額		0		0			125
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,421	2,371	△107	4,685	251	290	55,667
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）				—			23
剰余金の配当				—			△852
親会社株主に帰属する当期純利益				—			717
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△40	8,162	△4	8,117	22	42	8,181
当期変動額合計	△40	8,162	△4	8,117	22	42	8,069
当期末残高	2,380	10,533	△111	12,803	273	333	63,737

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

三菱ロジスネクスト株式会社

代表取締役社長 久保 隆 殿

有限責任監査法人 トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾 仲 伸 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 賢 重
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須 藤 英 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱ロジスネクスト株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ロジスネクスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	78,760
現金及び預金	180
受取手形	189
売掛金	55,315
電子記録債権	573
商品及び製品	6,599
仕掛品	6,193
原材料及び貯蔵品	1,164
短期貸付金	3,987
未収入金	2,973
その他	1,609
貸倒引当金	△25
固定資産	154,863
有形固定資産	28,198
建物	8,077
構築物	1,318
機械及び装置	2,903
工具器具備品	851
土地	14,453
その他	593
無形固定資産	21,882
ソフトウェア	4,255
のれん	16,001
その他	1,625
投資その他の資産	104,782
投資有価証券	4,205
関係会社株式	88,916
関係会社出資金	5,086
長期貸付金	1,853
繰延税金資産	2,421
その他	2,306
貸倒引当金	△7
資産合計	233,623

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	76,237
支払手形	97
買掛金	13,069
電子記録債務	16,661
短期借入金	18,100
一年以内に返済する長期借入金	4,300
未払金	9,262
未払法人税等	273
預り金	9,453
賞与引当金	1,570
役員賞与引当金	33
製品保証引当金	1,334
関係会社整理損失引当金	75
その他	2,004
固定負債	104,133
長期借入金	92,778
退職給付引当金	9,628
関係会社事業損失引当金	1,586
その他	140
負債合計	180,371
純資産の部	
株主資本	50,722
資本金	4,924
資本剰余金	35,870
資本準備金	3,333
その他資本剰余金	32,536
利益剰余金	9,930
利益準備金	440
その他利益剰余金	9,489
買換資産圧縮積立金	259
固定資産圧縮積立金	37
別途積立金	330
繰越利益剰余金	8,862
自己株式	△2
評価・換算差額等	2,256
その他有価証券評価差額金	2,256
新株予約権	273
純資産合計	53,252
負債及び純資産合計	233,623

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		156,242
売上原価		129,855
売上総利益		26,386
販売費及び一般管理費		27,956
営業損失		1,569
営業外収益		2,112
受取利息	49	
受取配当金	1,300	
為替差益	371	
その他	391	
営業外費用		1,145
支払利息	606	
関係会社事業損失引当金繰入	171	
その他	368	
経常損失		602
特別利益		361
固定資産売却益	117	
関係会社株式売却益	241	
その他	2	
特別損失		377
固定資産処分損	111	
減損損失	265	
税引前当期純損失		618
法人税・住民税及び事業税	423	
法人税等調整額	70	494
当期純損失		1,112

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
						買換資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金
当期首残高	4,913	3,322	32,536	35,858	440	253	39	330
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,913	3,322	32,536	35,858	440	253	39	330
当期変動額								
新株の発行	11	11		11				
買換資産圧縮積立金の積立						5		
固定資産圧縮積立金の取崩							△ 2	
剰余金の配当								
当期純損失								
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	11	11	—	11	—	5	△ 2	—
当期末残高	4,924	3,333	32,536	35,870	440	259	37	330

	株主資本				評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計						
	繰越利益 剰余金							
当期首残高	10,404	11,468	△ 2	52,238	2,263	2,263	251	54,752
会計方針の変更による累積的影響額	426	426		426				426
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,831	11,895	△ 2	52,664	2,263	2,263	251	55,179
当期変動額								
新株の発行				23				23
買換資産圧縮積立金の積立	△ 5	—		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩	2	—		—				—
剰余金の配当	△ 852	△ 852		△ 852				△ 852
当期純損失	△ 1,112	△ 1,112		△ 1,112				△ 1,112
自己株式の取得			—	—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△ 7	△ 7	22	14
当期変動額合計	△ 1,968	△ 1,965	—	△ 1,941	△ 7	△ 7	22	△ 1,926
当期末残高	8,862	9,930	△ 2	50,722	2,256	2,256	273	53,252

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

三菱ロジスネクスト株式会社

代表取締役社長 久保 隆 殿

有限責任監査法人 トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 尾 仲 伸 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 賢 重
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 英 哉
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱ロジスネクスト株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画並びに重点テーマ等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び役付執行役員、内部監査部門、その他の使用人並びに親会社の監査等委員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に対面またはオンライン形式で出席し、取締役及び役付執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び役付執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。尚、事業環境の急速な変化に鑑み、コーポレート・ガバナンスの更なる強化の観点から、事業戦略や組織体制の見直しに併せ、企業集団として内部統制システムの整備の充実、運用の効率化は必要であると認識しております。監査役会は引き続き、これらの取組みと改善状況を監視してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

三菱ロジスネクスト株式会社 監査役会

常勤監査役 馬 場 浩 司 ㊞

常勤監査役 市 原 信 二 ㊞

社外監査役 倉 垣 雅 英 ㊞

社外監査役 福 岡 靖 之 ㊞

社外監査役 吉 村 茂 ㊞

以 上

当社のサステナビリティへの取組み

■2040年カーボンニュートラルに向けて

当社は「世界のあらゆる物流シーンで、お客様にソリューションを提供し続け、未来創りに貢献する」を企業理念として掲げる中、その基盤である地球環境の維持は取組むべき最優先の課題だと考えています。

当社は2040年カーボンニュートラルの実現に向けて、グローバル全体でのCO₂排出量（Scope1,2※）を、2040年までにNet Zeroにすることを目標としています。その中間目標として、生産を中心とした事業活動に伴う当社グループの工場・事務所等からのCO₂排出量を2030年までに40%削減（2017年度比）します。

また、物流シーンにおける製品・サービスの提供を通じてお客様のCO₂排出量削減に貢献します。

※温室効果ガス（GHG）排出量の算定と報告の国際基準であるGHGプロトコルにおけるScope1,2

●当社グループの事業活動に伴うCO₂排出量削減への取組み

- 1）生産性の向上
- 2）省エネ活動の推進
- 3）三菱重工グループの革新的脱炭素技術の導入

●お客様のCO₂排出量削減に向けた製品・サービスの取組み

- 1）エネルギー効率の良いバッテリーフォークリフトの開発・提供
- 2）港湾物流の脱炭素化に寄与する省エネ荷役機器の開発・提供
- 3）物流の効率化を実現する物流ソリューションの開発・提供

■サステナビリティ推進体制の確立

当社は、世界の物流シーンを支える総合物流機器メーカーとして、国連が提唱する「SDGs」に賛同し、事業活動を通じて社会的課題の解決を図り、地球・社会の持続的発展と未来創りに貢献します。

当社では、部門を横断するテーマを含む社内のサステナビリティに関する取組み全体を経営陣が統括し、集中的な議論と検討を通じ、実効性の高い取組みにつなげることを目的として「サステナビリティ会議」を設置しました。また「サステナビリティ会議」の下には、各マテリアリティの活動分野ごとに分科会を設置しています。

これら推進体制の下、実効性の高い活動を推進していきます。

■SDGsレポートの発行

当社の取組みを詳細に記載した「三菱ロジスネクストSDGsレポート」を発行し、当社ウェブサイトに掲載しております。



■新型エンジン式フォークリフト「ERSIS（エルシス）」を発売



新型エンジン式フォークリフト「ERSIS（エルシス）」を、2022年3月から販売開始しました。ERSISは、バッテリー式フォークリフト「ALESIS（アレシス）」に続く統合モデルです。

最新の排出ガス基準に適合した優れた環境性能と低燃費の両立を実現しました。また、長時間作業や重量物荷役作業など、エンジン式フォークリフトが求められる物流現場に向けて、スムーズな走行と加速、力強い登坂性能などオペレーターにとって頼もしい作業性能を備え、高い安全機能を有しています。

■米Equipment Depot社でソリューション事業部門を立ち上げ

当社グループ会社である北米最大の代理店Equipment Depot社において、ソリューション事業部門「EQ Solutions」を立ち上げました。

ラックやコンベヤなどのマテハン製品、JUNGHEINRICH社製リーチタイプフォークリフトやラックフォークなどのウェアハウス製品といった物流倉庫向けソリューションに加えて、自動倉庫・自動仕分け機などの自動化機器やフィンランド工場で製造しているRoclaブランドの無人フォークリフトなどもラインナップ。これらを適切に組み合わせ、物流倉庫業のみならず製造業や飲料・食品、ホールセールなど幅広い業種のお客様にトータルソリューションを提案しています。



JUNGHEINRICH



Rocla

